第

1456

号



1994年1月6日創刊•毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 12月 9日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 相続税の申告準備

Q: 先月父が死亡し、近く相続税の申告手続きにとりかかる予定です。申告のためにはどのような準備が必要でしょうか。

A:相続人の確認、遺言の有無、財産と債務の確認、財産の評価、遺産の分割等の手続きが必要です。

【解説】

人が死亡すると、相続が開始します。相続が開始すると、10カ月を経過する日までに相続税の申告を行う必要があるため、手際よく次のような手続きを進めてください。

- (1) 相続人の確認 被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を 取り寄せる
- (2) 遺言書の有無の確認 自筆遺言書は家庭裁判所で検認を受けた後 開封
- (3) 財産や債務の概要の把握 相続の放棄をするかどうかを決める
- (4) 相続の放棄または限定承認 家庭裁判所に申し出る(3カ月以内)
- (5) 所得税の申告と納付 被相続人の死亡した日までの所得を税務署 に申告する(4カ月以内)
- (6) 財産や債務の調査・評価
- (7) 遺産の分割

相続人全員で遺産の分割協議をして、分割 協議が確定した場合には、遺産分割協議書 を作成

(8) 相続税の申告と納付







